

小学校・中学校・高等学校と 福祉医療等関係機関との 連携に関する手引き（参考資料）

特別支援教育におけるきめ細かな支援を必要とする子どもたちが、学校や地域の中で、安心していきいきと自分の力を発揮し暮らしていくためには、一人一人の特性（得意なことや苦手なこと等）を家族や支援者が相互に理解し、課題に向き合っていく必要があります。

また、困難な課題の解決については、地域の教育・医療・福祉等の関係者が連携して対応していくことが望ましく、支援者間の相互理解と普段からのネットワークが求められています。

本資料は、学校と福祉・医療等の関係機関の連携のあり方について例示した資料です。子どもたちへの支援を継続していくために、小・中・高等学校と福祉医療関係機関等との連携の輪を広げるための参考資料として、「困りごと相談ブック（暫定版）」とともにご活用いただければ幸いです。

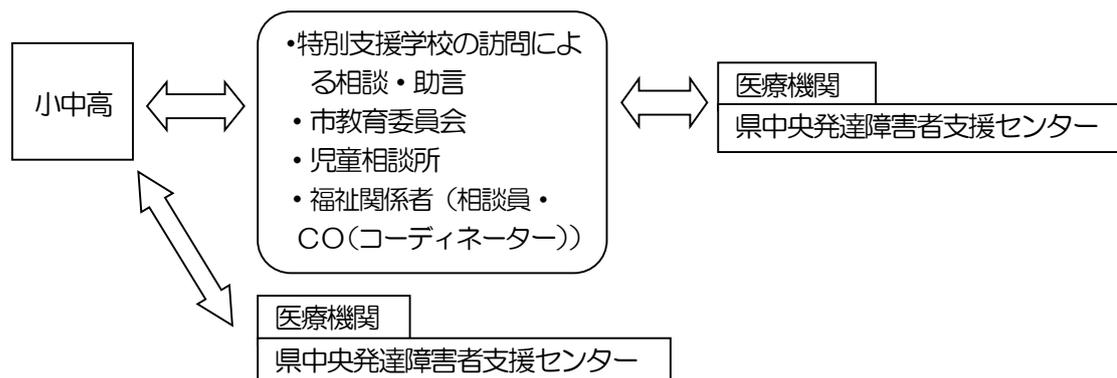


作成：宮崎市自立支援協議会 子ども支援部会（学齢期）

I 在学中における関係機関との連携（例示と参考）

1 気になる子どもについての正しい理解が不十分

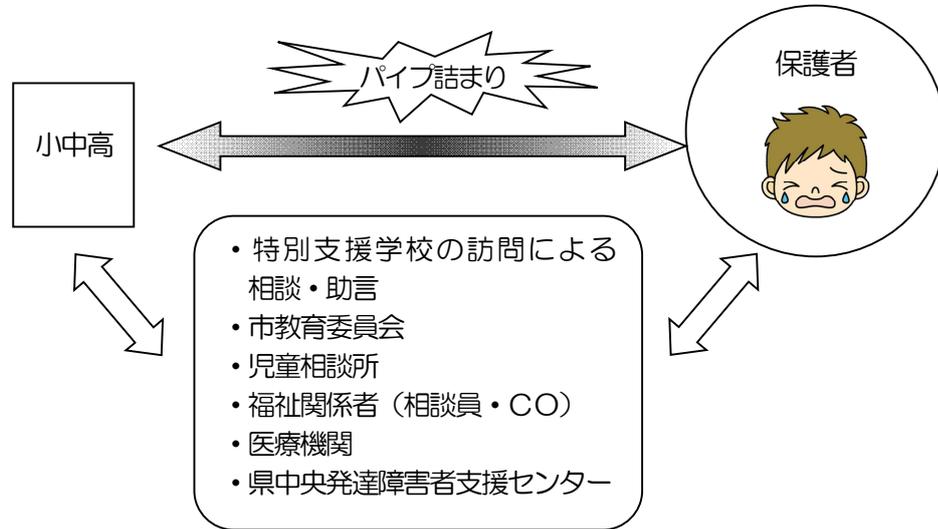
（例：子どもの行動分析困難、診断無、等）



- ・ 特別支援学校の巡回相談を活用できる例は多くあります。授業観察や心理検査を実施し、児童生徒のアセスメントを行います。実態の把握や、指導の方法に関わる助言を求めたいとき、保護者との相談に第三者的な意見が必要であるときに活用しましょう。
- ・ 市教育委員会では教育相談センターが相談に対応しています。巡回相談を行い、心理検査等のアセスメントを実施しています。就学形態に関する意見を求めたいときに相談してみましょう。また、カウンセリングルームや不登校相談室、生徒指導を経由してくる相談もあります。
- ・ 児童相談所では、療育手帳（知的障害）に該当するかどうかの判定を受けることができます。
- ・ 福祉コーディネーターへの相談内容は日頃の暮らしや福祉に関する相談が多く、学校や教育の中身については、適切な関係機関を紹介する対応をとる場合が多いです。
- ・ 相談機関を活用することで医療機関の受診につながる場合があります。保護者の受容の状況に応じて医療機関と連携していく必要があります。

2 保護者と良好な関係を築けず、適切な支援ができない

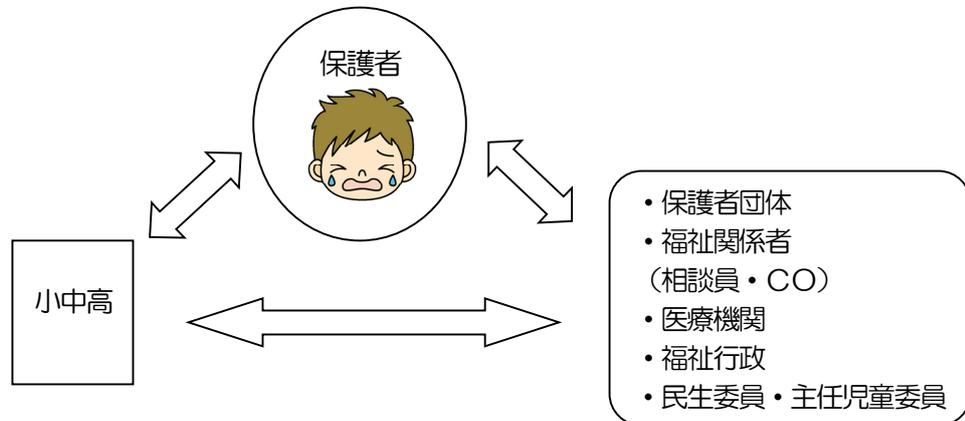
(例：子どもの行動分析の相違、保護者の理解力、学校の対応への不満足、要望・苦情 等)



- ・ 保護者が受け止められない、また保護者の不満や不安が大きい場合が考えられます。学校と保護者とは、常に話せる間柄を保つことが重要です。保護者と最初にやり取りを行うのは学級担任になると思いますが、学級担任以外にも、**教頭**や**特別支援教育コーディネーター**、**学年主任**など保護者が相談できる窓口が他にもあることが重要だと思われます。
- ・ 学校と保護者の間で相談がうまくいかない場合には、**第三者(の介入)**によって双方の「(意識・認識等の)ずれ」が修正(通訳)され、関係が改善することがあります。保護者の状況によって、誰が相談役になるべきかは異なります。

3 保護者自身に対する不安や心配が感じられる

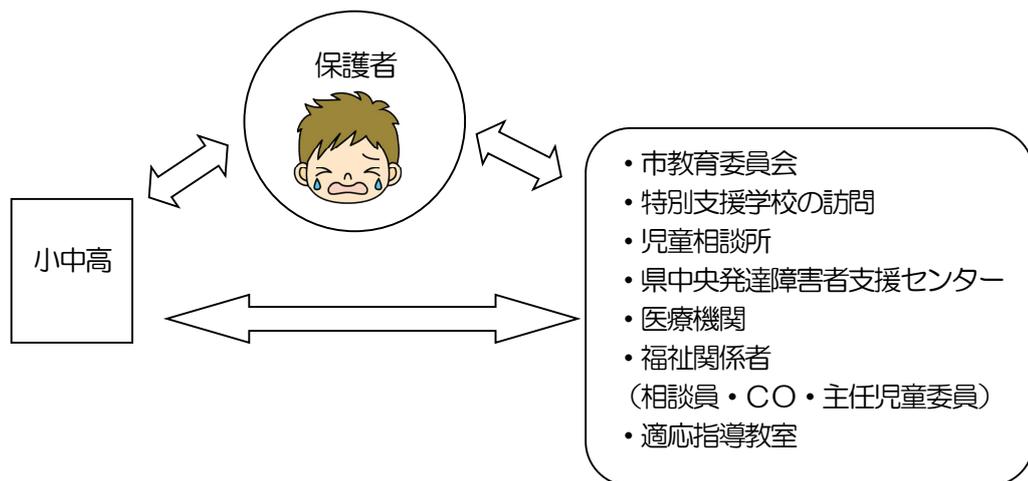
(例：精神疾患、他の病気、健康面、生活面、他の世帯員の心配 等)



- ・ 親戚などの関係者や関係機関から、小・中・高等学校へ相談がもちかけられることがあります。教頭先生を窓口にして、特別支援教育コーディネーターや生徒指導部などとの相談が考えられます。

4 学校に通うことができない(不登校・登校渋り)

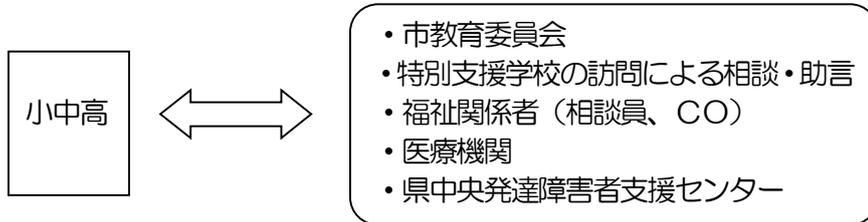
(例：精神疾患、発達障がい、健康面、親子関係、経済面、世帯の問題、虐待、養育放棄 等)



- ・ 不登校の原因は世帯の事情によっても異なりますが、不登校の解決には学校と関係機関、保護者の連携が必要であり、三者の関係が重要です。
- ・ 養育放棄による不登校の場合は、民生委員や主任児童委員などとの連携も必要です。
- ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの協力が必要な場合も考えられます。

5 学校内での対応方法が明確にならず指導が困難になっている

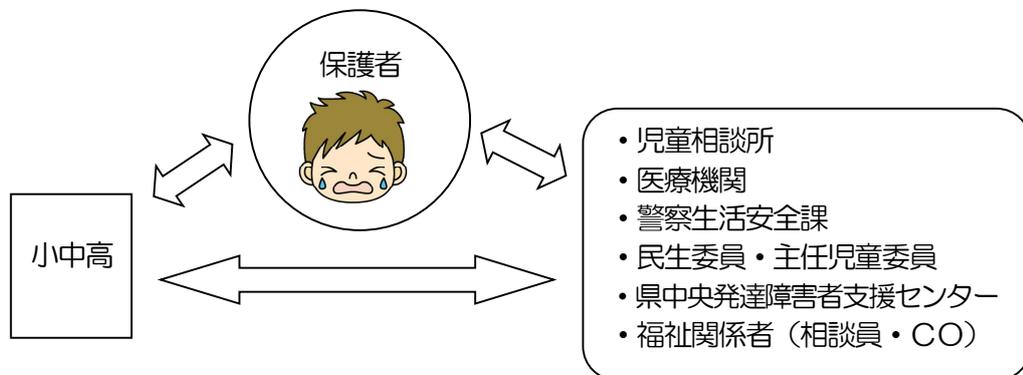
(例：精神疾患、発達障がい、世帯の事情 等)



- 児童生徒の指導に関しては、実態把握シートや実態表などを活用して校内での情報を整理したうえで、**第三者機関**との積極的な連携が重要です。
- 保護者への相談や世帯の状況に応じた相談が必要な場合にも、状況を整理したうえで関係機関と連携を図って対応していくことが重要です。

6 学校生活では問題がないが、家庭で暴力が心配される

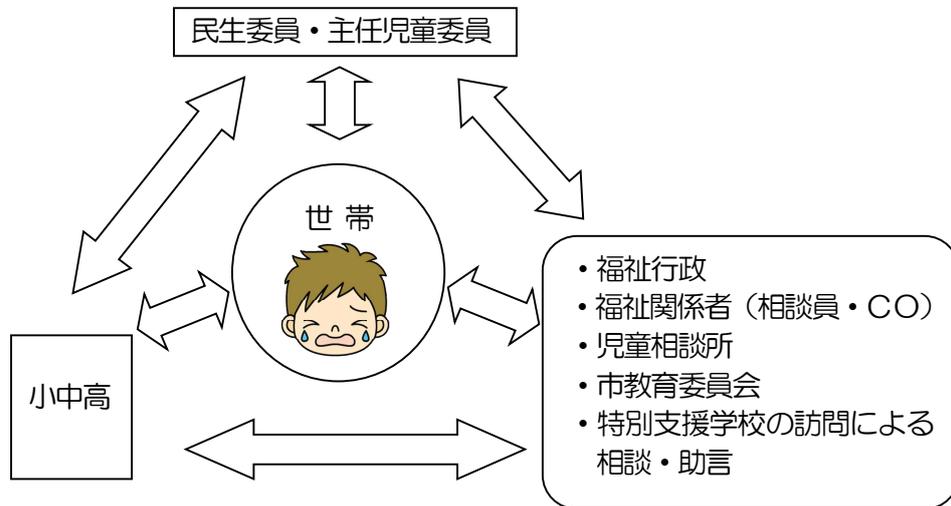
(例：精神疾患、発達障がい、親子関係、世帯の事情 等)



- 三者をつなぐための調整役が必要です。各学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、市教育委員会のスクールソーシャルワーカー、福祉コーディネーターなどが調整役を担っている事例があります。問題の核となる部分が子ども自身なのか、家庭環境なのか、などの状況によって相談相手が異なります。
- 医療機関を受診することで、改善に向かう場合があります。

7 子どもの世帯の「暮らし」が危機的な状況

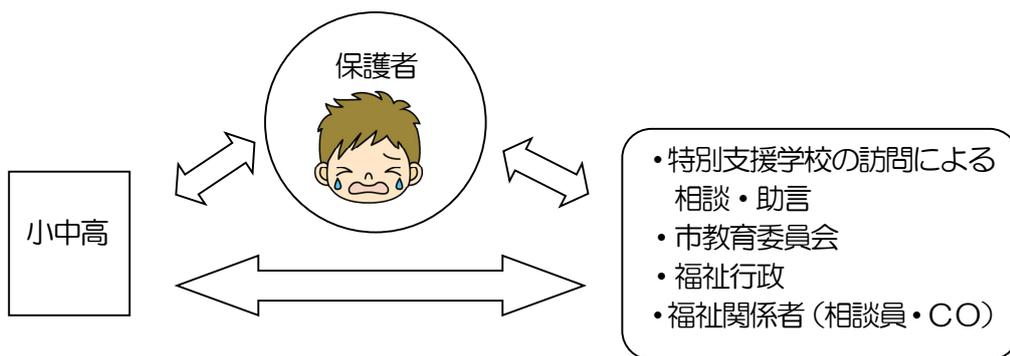
(例：保護者の病気(障がい)、死亡、経済面、養育放棄、世帯の問題、等)



- ・ 民生委員や主任児童委員の活動には限界があります。民生委員や主任児童委員から福祉行政や相談機関へのつながりが重要な事例もあります。
- ・ 特別支援学校の巡回相談などを利用し、連携の必要性を整理した事例もあります。

8 帰宅後に子どもが一人になる。

(例：保護者の病気(障がい)、死亡、経済面、養育放棄、世帯の問題、等)

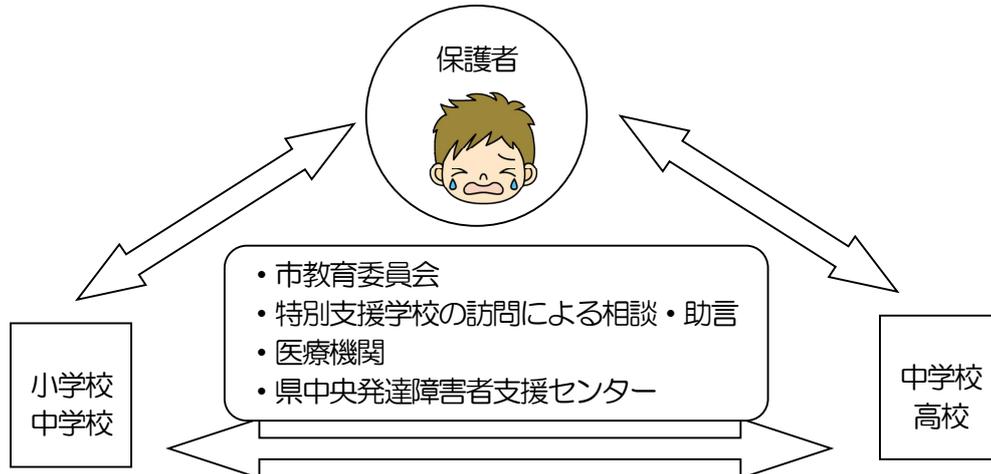


- ・ 三者をつなぐための調整役が必要です。各学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、福祉コーディネーターなどが調整役を担っている事例があります。家庭の状況により様々ですが、福祉コーディネーターがサービス調整している事例が多くあります。

II 移行期における関係機関との連携（例示と参考）

1 気になる子どもの進学先への引き継ぎ

（例：保護者が心配している、学校が気になっている 等）

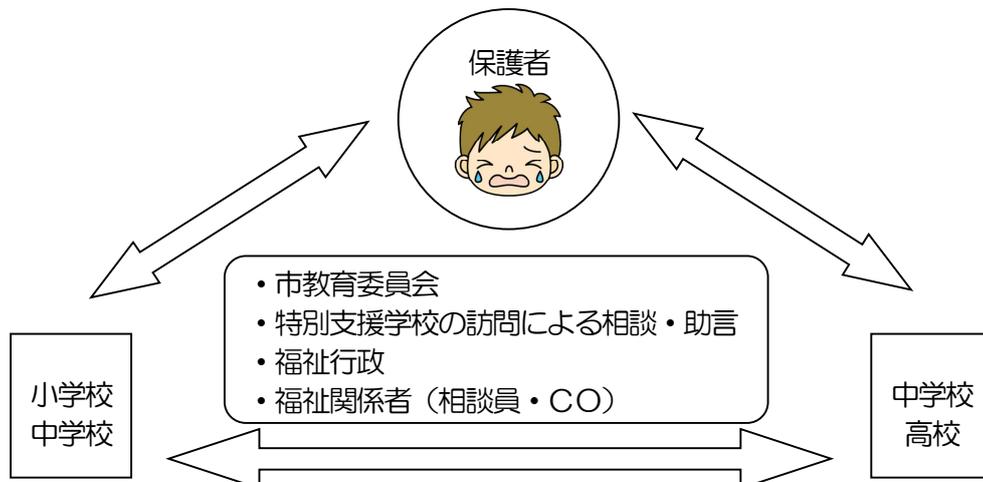


- ・ 小中高等学校間だけで引き継ぎを行っているケースも多くありますが、きめ細かな支援を必要とする場合は可能な限り**専門機関**の助言を交えた引き継ぎが有効です。
- ・ オープンスクールでの事前相談等も有効です。

2 気になる子どもの進学先への引き継ぎ（世帯の暮らしに福祉が必要）

（例：保護者の病気（障がい）、死亡、経済面、養育放棄、世帯の問題、等）

（例：保護者や学校が必要性を感している 等）



- ・ 世帯の「暮らし」に福祉が必要な場合は、**福祉コーディネーター**を交えた支援会議や引き継ぎが有効です。

参考資料（各相談者・相談窓口の概略）

特別支援教育コーディネーター （特別支援学校）	各特別支援学校において任命されています。保護者や学級担任の相談に対応するなど校内の特別支援教育の体制充実を図るとともに、地域の小学校・中学校・高等学校からの相談を受け、必要なアドバイス等を行っています（巡回相談）。
特別支援教育コーディネーター （各小中学校）	各小学校・中学校・高等学校において任命されています。校内の特別支援教育の体制整備を進めるため、保護者や学級担任の相談に対応したり、地域の関係機関との連携や調整を行う窓口として活動しています。
教育相談センター （市教育委員会）	幼児や児童生徒で、身体の発達や知的発達等気がかりな点のある子どもの様々な相談に応じています。
適応指導教室 （市教育委員会）	不登校等の児童生徒やその保護者に対して、教育相談や適応指導、学習指導等、個に応じた適切な指導・支援を行い、学校生活への復帰を目指しています。
スクールソーシャルワーカー （市教育委員会）	いじめ、不登校、虐待等の児童生徒の背景にある複雑な環境の問題に対し、関係機関等とのネットワークを活用するなどして課題解決を図っていく人です。
スクールカウンセラー （市教育委員会）	心の専門家である臨床心理士などの専門的な知識を有し、保護者や児童、学校関係者からの相談に対応するカウンセラーです。
福祉コーディネーター（相談員）	障がい児（者）やその家族からの相談に応じ、必要な助言や支援を行う人です。宮崎市では「宮崎市障害者総合サポートセンター」や「そうだんサポートセンターおおぞら」などに配置されています。
児童相談所	養育環境上の問題や保健、障がい、非行、育児等の児童に関する様々な相談に応じています。
県中央発達障害者支援センター	発達障がい児（者）やその保護者、関係者からの日常生活等に関する相談支援や発達支援等を行っています。

参考

《宮崎市自立支援協議会、子ども支援部会(学齢期)とは》

平成19年7月、障がいのある方々のよりよい生活について考えていくため、宮崎市自立支援協議会が設置されました。そして、検討チームの1つとして、学齢期の児童に関する様々な生活課題について検討していく子ども支援部会(学齢期)が結成され、現在に至るまで様々な課題について協議しています。(設置主体:宮崎市)

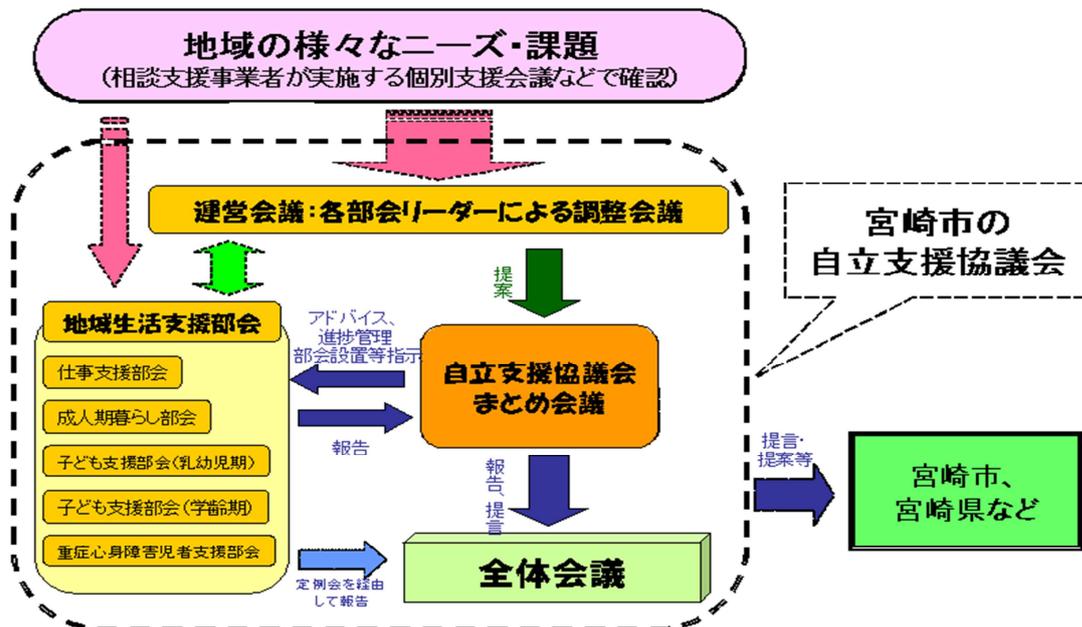
《子ども支援部会(学齢期)の主な協議内容》

- ・ 子育てに関する生活環境の整備
- ・ 教育分野と福祉・医療分野との連携
- ・ 幼稚園・保育園と小学校との連携 など

《主な部会構成メンバー》

- ・ 特別支援学校 ・ 小中学校 ・ 保育会 ・ 幼稚園協会 ・ 障害者団体(保護者)
- ・ 相談支援事業者 ・ 子ども課 ・ 学校教育課 ・ 生涯学習課・障害福祉課 など

《自立支援協議会の組織図》



【本冊子に関する問合せ】

◎宮崎市福祉部障害福祉課
生活支援係 小柳
(自立支援協議会担当)
TEL : 21-1772 FAX : 21-1776

○宮崎市総合発達支援センターおおぞら 串間
(子ども支援部会(学齢期)リーダー)
TEL : 21-1975 FAX : 21-1545
○県立みやざき中央支援学校 小野
(子ども支援部会(学齢期)サブリーダー)
TEL : 39-1633 FAX : 39-6046